

宇都宮市重度障がい者等就労支援特別事業

サービスの内容

重度障がい者等に対する就労支援として、福祉施策と雇用施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行う事業です。

(1) 民間企業にお勤めの場合

- ・民間企業が、重度障がい者等を雇用するにあたり、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、更に支援を必要とする場合に、障がい福祉サービス（重度訪問介護、同行援護又は行動援護）と同等の支援を行います。

【民間企業で雇用されている人】	助成金を活用	本事業で支援
通勤の支援（就労中の外出を含む）	各年度 3か月 まで	各年度 4か月目 以降
職場等における 業務の支援	○	—（助成金で対応）
職場等における 身体の介護	×（助成金の対象外）	○

業務の支援…文書の朗読・作成、機器操作、入力作業、業務上外出の付き添い等

身体の介護…喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等

※同行援護、行動援護の支給決定を受けている人は、通勤の支援が対象です。

(2) 自営業の場合

- ・重度障がい者等が自営業者等として働く場合、助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。

【自営業者等】	助成金を活用	本事業で支援
通勤の支援（就労中の外出を含む）		○
職場等における 業務の支援		○
職場等における 身体の介護		○

対象者（※注）

次のいずれにも該当することが必要となります。

- (1) 市内に在住していること。
- (2) 本市により、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障がい福祉サービスの支給決定を受けていること。
- (3) 民間企業に雇用される人もしくは自営業者等で、週の所定労働時間が10時間以上、または、当該事業を利用することで10時間以上になることが見込まれること。

※注 ・原則、就業場所は問わず、在宅就労や出張サービス、市外の企業等も対象とする。

・「民間企業に雇用される人」は就労継続支援A型の利用者を除く。

・「自営業者等」は雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含む。
（国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される人その他これに準ずる人を除く。）

その他、要件の詳細については障がい福祉課にお問い合わせください。

サービス提供事業者

サービス提供（ヘルパーの派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障がい福祉サービス事業者となります。

基本支給量

原則、以下の基本支給量の範囲内で支給となります。

基本支給量 (時間)	(1) 重度訪問介護の支給決定者	160時間/月
	(2) 同行援護の支給決定者	30時間/月
	(3) 行動援護の支給決定者	30時間/月

利用者負担

サービスの提供に要した費用（重度訪問介護、同行援護、行動援護の報酬額と同様）の1割が利用者負担となります。

ただし、利用者本人と配偶者の市民税所得割に応じ、下記の月額が上限となります。

負担区分	対 象		月額負担上限額
生保	生活保護受給者		0円
低所得1	市民税 非課税世帯	本人収入80万円以下	0円
低所得2		本人収入80万円超	0円
一般1	市民税 課税世帯	所得割16万円未満	9,300円
一般2		所得割16万円以上	37,200円

申請方法

通勤や職場等における支援対象範囲を明確にした「支援計画書」の作成が必要となります。

手続きの流れ等が対象者によって異なりますので、本事業のサービス利用を希望する場合は、障がい福祉課までご連絡ください。

問い合わせ先

所 管 : 宇都宮市 保健福祉部 障がい福祉課 相談支援グループ

電 話 : 028-632-2364

FAX : 028-636-0398

メール : u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp